ひたちなか市議会経済建設委員会

令和4年9月14日(水) 午前9時57分開議 議事堂第2,第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 81号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第 82号 ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定について

議案第 83号 令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定について

議案第 90号 市道路線の認定,廃止及び変更について

○出席委員 8名

経済建設委員会 北原祐二委員長

清 水 健 司 副委員長

山 田 恵 子 委 員

大久保 清 美 委 員

大 内 聖 仁 委 員

海 野 富 男 委 員

清 水 立 雄 委 員

武 藤 猛 委 員

○欠席委員 0名

○説明のため出席した者

総務部 小 倉 健 総務部長

磯 﨑 一 宏 市民税課長

内 藤 奈 歩 市民税課長補佐兼係長

経済環境部 齋 藤 茂 夫 経済環境部長

大 内 康 正 農政課長

横 田 和 浩 農政課長補佐

菊 池 崇 司 農政課農業振興係長

建設部 大 和 敏 幸 建設部長

祖 田 章 道路管理課長

飯 田 寛 道 道路管理課技佐

高 橋 暢 広 道路管理課路政係長

都市整備部 林 尚 司 都市整備部長

荘 司 泰 久 建築指導課長

岩 田 隆 之 建築指導課副技正

小 貫 健 建築指導課技佐兼指導係長

横須賀 智 志 建築指導課審査係長

○事務局職員出席者

議会事務局 笹 沼 義 孝 次長

草 野 大 輝 主事

経済建設委員会

令和4年9月14日(水)

午前9時57分 開会

○北原委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案4件です。

審査の進め方については、議案番号順に審査を進めていきたいと思います。

以上のように委員会を進めてまいりたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

最初に、議案第81号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

主な所管課は建築指導課になりますが、その他の所管課として市民税課も含まれており、改 正箇所が市民税課の所管部分が先になりますので、説明につきましては総務部、都市整備部の 順で進めてまいりたいと思います。

提出者の説明をお願いします。小倉総務部長。

- ○小倉総務部長 改めまして,皆様おはようございます。
- ○北原委員長 部長,着座にてどうぞ。
- ○小倉総務部長 では、失礼します。

議案第81号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして、総務部所 管の改正点についてご説明を申し上げます。

令和4年度の地方税法の改正において、固定資産課税台帳に記載されております事項にDV被害者等の住所が含まれている場合には、市町村が証明書の交付等をする際にアスタリスクマークなど当該住所に代わる事項を記載するなど、一定の措置を講じた上で証明書の交付ができるよう明確化されたものでございます。これを踏まえまして、本市手数料条例においても、証明書交付等の手数料を定める別表第1の当該部分について改正を行おうとするものでございます。

議案書の4ページをお開きください。議案書4ページ、別表第1の右側の新条例案のほうを ご覧いただきますと、税務に関する手数料の徴収事務で、一番上の下線部になります。「当該 証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む」とあります。DV被害者保護のため に、住所に代えてアスタリスクマーク等を記載した証明書であっても手数料を徴収できるよう にするものでありまして、以下同様の改正となっております。

総務部所管の改正点について、説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○北原委員長 林都市整備部長。
- ○林都市整備部長 おはようございます。着座にて失礼いたします。

続きまして、都市整備部所管分につきましてご説明申し上げます。議案書は4ページ、5ページをお開きください。

こちらで改正いたしますのは、4ページ下段の6の(2)と5ページの(3)であります。 内容は、租税特別措置法の規定に基づき、市建築指導課が行う優良宅地造成認定及び優良住宅 新築認定の申請に係る条項となっております。優良宅地及び優良住宅の認定制度は、良好な宅地や住宅の円滑な供給を図る観点から、認定を受けた者に対し、税制上の優遇措置等を講じることにより制度の普及を図ろうとするものでありまして、主に事業者向けの制度となっております。令和2年の税制改正で企業グループを1つの納税単位として親会社が法人税の申告・納税をする連結納税制度が廃止されたことで、本年4月施行の改正租税特別措置法におきましても関連規定が削除されたため、市手数料条例において引用する該当条項を削除しようとするものです。

次に、6ページ、7ページをお開きください。手数料条例、別表第2になります。こちらでの改正点は2つありまして、1点目は建築基準法の規定に基づき、市建築指導課が行う許可に係る条項についてです。コロナ禍の収束時期が見通せない中、令和3年の地方分権改革に関する提案で、新型ウイルス感染症対応のために期限つきで許可を受けた建築物の存続期間を延長できるよう、国に対し制度の見直しを求める要望がありました。これにより建築基準法が改正され、これまで2年3か月が限度でありました応急仮設建築物や用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の存続期間が1年を超えない範囲で延長することが可能となる条項が加えられたことにより、手数料条例で引用する同法の条項に移動が生じたため、表の第50項、51項の仮設建築物の建築許可申請及び第64項、65項の建築物の興行場等への用途変更に係る許可申請に係る法の引用条項を改めようとするもので、旧条例中、第50項の波線部の法第85条第5項が、新条例では1項繰り下がり第6項となりまして、以下、51、64、65項につきましても同様に項番が下がるものであります。

次に2点目,長期優良住宅の普及の促進に関する法律,通称長期優良住宅法の規定に基づきまして,市建築指導課が行う建築等計画認定申請に係る条項についてであります。この法律の趣旨は,住宅を長期にわたり使用することによる廃棄物の発生の抑制や環境負荷の低減を図ることであります。長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅として,建築計画と維持保全計画について認定を受けることにより,新築時におきましては,所得税における住宅ローン減税のほか,登録免許税,不動産取得税,固定資産税などの減税や住宅ローン金利の優遇などが受けられ、また増改築時におきましては所得税の控除,固定資産税の減税や住宅ローン金利の優遇などが受けられることで制度の普及が図られているところです。

これまでは新築や増改築などの建築行為を前提とした認定でありましたが、法改正により、 既存の住宅についても認定を受けることにより、所得税における住宅ローン減税や住宅ローン 金利の優遇などが受けられることとなりましたので、6ページ下段、第76項に引用条項を追加しようとするものです。

追加となります既存住宅認定に係る手数料につきましては、審査に要する時間が増改築時と同程度であることから、76項の(1)のイ及び(2)のイの波線部の「又は改築しよう」を「若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おう」に改め、対応しようとするものです。

同様に、議案書7ページ下段の第77項、長期優良住宅建築等計画変更認定申請につきまし

ても,「又は長期優良住宅維持保全計画」を追加することによりまして,既存住宅の変更認定 申請に対応しようとするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第82号 ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。林都市整備部長。

○林都市整備部長 続きまして、着座にて失礼いたします。

議案第82号のひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上 げます。

この条例は、建築基準法の規定による災害危険区域の指定及び区域内における建築物の建築 に関する制限など必要な事項を定めているものです。今般、建築基準法の改正に伴い、市条例 において引用する法の条項に移動が生じたことから、引用条項を改正しようとするものです。

改正の理由は、議案第81号の手数料条例の一部改正についてでご説明申し上げた法改正に よる応急仮設建築物等の存続期間の延長が可能となる条項の追加によるものであります。

議案書3ページの新旧対照表をご覧ください。旧条例第58条中、波線部の「法第85条第5項及び第6項」が、新条例では1項繰り下がり「第6項及び第7項」となり、同様に同「第87条の3第5項」及び「第6項」が「第6項」及び「第7項」となっております。いずれも項番のずれ、繰り下がりに伴い改正するものでありまして、内容の変更はありません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に,議案第83号 令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。齋藤経済環境部長。

○齋藤経済環境部長 着座にて説明させていただきます。

議案第83号 令和3年度茨城北農業共済事務組合農業共済事業会計決算認定につきまして ご説明をいたします。

茨城北農業共済事務組合につきましては、令和3年12月に本市を含む構成9市町村議会において、組合の解散並びに財産処分に関する議決を受け、同年12月、構成市町村の協議が成立したことにより、令和4年3月31日をもって解散するに至りました。令和3年度の農業共済事業会計決算認定につきましては、地方自治法第292条において準用する同法施行令第5条第3項の規定に基づき、市監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり認定すべきものとすることに異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり認定すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第90号 市道路線の認定、廃止及び変更についてを議題とします。 提出者の説明をお願いします。大和建設部長。

○大和建設部長 着座にて失礼します。

議案第90号 市道路線の認定,廃止及び変更につきましては,道路法第8条及び第10条 の規定に基づき,路線の認定,廃止及び変更を行うものであります。

議案書2ページ、市道路線認定表及び参考資料路線位置図を併せて参照願います。

ナンバー1,ナンバー2,足崎・長砂地区331号線及び332号線,参考資料は1から2ページです。足崎地内において開発行為で整備され、帰属された路線であります。

ナンバー3,中央地区812号線,参考資料は3から4ページです。笹野町三丁目地内において、開発行為で整備され、帰属された路線であります。

ナンバー4,津田・枝川地区440号線,参考資料は5から6ページです。市毛地内におい

て開発行為で整備され、帰属された路線であります。

ナンバー 5, 田彦地区 352 号線,参考資料は $7\cdot 8$ ページです。田彦地区において開発行為で整備され,帰属された路線であります。

次に、ナンバー6、勝倉・三反田地区531号線、参考資料は9から10ページです。大平 三丁目地内において、茨城県住宅から管理引継ぎを受けた路線であります。

次にナンバー7,湊中部地区643号線、参考資料は11から12ページです。調査により認定が必要であると判明した路線であります。

次に、ナンバー8からナンバー35、中央地区813号線から840号線の28路線、参考資料は13ページから14ページです。東石川地内における六ッ野地区土地区画整理事業による管理引継ぎを受けた路線であります。

以上、35路線を市道認定するものです。

議案書4ページ,市道路線の廃止表を参照願います。

ナンバー1, 湊西部地区31号線, 参考資料は15から16ページです。この路線は構造として機能しておらず, 民有地を認定していたことから市道認定を廃止するものであります。

次に、ナンバー2、ナンバー3、中央地区125号線、161号線、参考資料は17ページです。六ッ野地区土地区画整理事業の進展により、形態、機能が喪失したことから市道認定を廃止するものであります。

議案書5ページ, 市道路線の変更表を参照願います。

ナンバー1, ナンバー2, 田彦地区19号線, 22号線, 参考資料は19から20ページです。開発行為の区域内の部分を廃止するため、起点または終点が変更になったものです。

次にナンバー3, 佐野地区266号線, 参考資料は21から22ページです。形態, 機能が 喪失している区間の用途廃止に伴い起点を変更するものであります。

次にナンバー4,津田・枝川地区405号線,参考資料は23から24ページです。未供用 区間があり、このうち供用開始の予定がない区間の廃止に伴い終点を変更するものです。

次にナンバー5, 湊西部地区131号線, 参考資料は25から26ページです。民有地を認 定している区間の市道認定の廃止に伴い終点を変更するものであります。

次にナンバー6からナンバー9,中央地区122号線,124号線,157号線,524号線,参考資料は27から28ページです。六ッ野地区土地区画整理事業の進展により形態が変更されたことから、起点または終点の変更をするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

○北原委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決をします。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇北原委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で議案審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○北原委員長 次に協議に移ります。

協議の内容は、12月定例会までの所管事務調査、これを行うかどうかを協議したいと思います。委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。武藤委員。

- ○武藤委員 11月,12月と結構選挙もあって忙しいところではありますが、実施する方向でよろしくお願いします。
- ○北原委員長 そのほかご意見はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、実施する方向で考えていきたいと思いますけれども、日程等々につきましては、正副委員長にお任せいただきたいと思うのですけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、開催する場合も含めて、予定通知につきましてはご連絡をしていき たいと思いますんで、よろしくお願いをいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出(案)を配付します。

(資料配付)

- ○北原委員長 閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。草野主事。
- ○草野主事 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会の活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。内容につきましては、ただいまお配りしました閉会中の継続調査申出書(案)に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この案を提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○北原委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして,何かご意見 等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 それでは、この案のとおり提出をしたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申出を本会議最終日に提出を いたします。

次に, その他に入ります。

初めに委員の皆様方にお知らせをいたします。定例的に行っておりました定例会終了後の執行部との意見交換会です。通常ですと5月に実施していましたけれども、今回は9月頃再判定をするということで、以前にも委員の皆様方にご説明させていただいておりましたけれども、現在コロナウイルスの感染症の状況を考慮すると、今年度は見送りしたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

ほかに何かございますでしょうか。海野委員。

- ○海野委員 ほかの委員会ではどのような判断をしているか分かりますか。
- ○北原委員長 今のところは……

(「一緒です」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 一緒ですよね。考え方は、3常任委員会ともには一緒の方向で考えておりますんで。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 そのほかございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○北原委員長 なしということで、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。 これをもちまして、経済建設委員会を閉会します。

午前10時23分 閉会